

## 仕様書

### 1 件名

平成22年度産学連携人材育成支援委託事業

### 2 事業目的

農山漁村に存在する豊富な資源を活用し、新産業の創出を促すには、農林水産・食品産業分野はもとより、これらと素材、医薬、エネルギーなど異分野との連携を強化した分野横断的な研究開発を推進することが重要である。

このため本事業においては、農林水産・食品産業分野において産学連携を支援する人材を育成し、農林水産・食品産業分野の高度な専門知識を有するコーディネーターを全国に配置する事業（地域産学連携支援委託事業）と連携し、地域における産学連携活動を一体的に支援することを目的とする。

これらを通じ、農林水産・食品産業分野における共同研究の参画機関を増加させ、新産業の創出や、農林水産・食品産業分野の産業規模の拡大を図ることとする。

### 3 事業内容

農林水産・食品産業分野の研究に関わる産学連携活動を担う人材を育成するため、農林水産・食品産業分野のコーディネート活動や産学連携活動に従事する者及び従事することを希望する者等を対象とした研修を全国で実施することとし、具体的には以下の事項を行うものとする。

#### (1) コーディネーター人材育成用研修計画の開発等

農林水産・食品産業分野のみならず異分野も含め、研究に関わる産学連携やその産学連携を担う人材の育成に関する現状等を調査・分析するとともに、農林水産・食品産業分野の研究に関わる産学連携を支援するために求められる人材像とその人材に必要なスキルを明確化し、必要なスキルを身に付けるための効率的・効果的な3か年のコーディネーター人材育成用研修計画（以下「人材育成用研修計画」という。）を開発する。

また、人材育成用研修計画の開発と併せて、これを実証する研修の平成22年度の実施計画（実施体制及び実施方法、実施時期、実施場所、受講生の募集方法等）を作成する。

なお、人材育成用研修計画の開発及び平成22年度の研修実施計画の作成においては、以下のことに留意する。

①研修の開催場所は東京都23区内の1か所及びその他全国各地で6か所とする。

- ②研修の実施日数は1か所当たり2～3日とする。
- ③1年目（平成22年度）の研修の実施回数は1か所当たり1回とする。  
（2年目及び3年目は1か所当たり2回を想定して人材育成用研修計画を策定する。）
- ④研修の対象者としては、現在大学や地域の産学連携関係機関において農林水産・食品産業分野のコーディネート業務を担当している者に加え、今後同様の業務を担当することを希望している者、自治体等において産学連携に関わる業務に従事している者等を含むこととし、特に農林水産・食品産業分野の産学連携の裾野を拡げるよう工夫する。
- ⑤必要に応じて現地研修を含むことも可能とする。

## （2）研修の実施

（1）で開発した人材育成用研修計画及び平成22年度の研修実施計画に基づき、以下のことを実施する。

- ①研修を開催するために必要な会場及び講師の検討・調整を行い、これらを確保する。
- ②研修の開催要領及び研修資料を作成するとともに、幅広く研修の実施を周知し、受講生を募集する。  
（1会場当たりの受講生は30から50名程度を想定している。なお、本事業においては、研修生の交通費等は負担しないこととする。）
- ③研修を実施する。

## （3）人材育成用研修計画の効果測定等

研修の受講生を対象に、本事業で開発した人材育成用研修計画の効果を図るアンケート調査等を実施するとともに、調査結果を今後の事業にフィードバックできるよう分析・整理し、必要に応じて（1）の人材育成用研修計画に改良を加える。

なお、これら一連の業務については、別途農林水産省が委託事業として実施する「地域産学連携支援委託事業」との連携に十分に留意する。

## 4 成果物

- （1）人材育成用研修計画に関する資料
- （2）研修実施報告書（実施要領、研修資料、受講生募集に関する資料等を含む。）
- （3）人材育成用研修計画の効果測定報告書
  - ・・・それぞれにつき30部及び同内容を収めた電子媒体（CD又はDVD）1部

## 5 事業期間

委託契約締結日～平成23年3月22日

## 6 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、受託者自ら一元的に管理・運営するとともに、必要に応じて再委託も可能とする。なお、再委託の際に、委託事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、再々委託は行わない。
- (2) 再委託は、委託費の限度額に占める再委託金額の割合が、原則として50パーセント以内となるようにする。
- (3) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下、「特例民法法人」という。）の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを50パーセント未満にする必要がある。また、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満にする必要がある。
- (4) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、農林水産省担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。
- (5) 事業の目的を達成するために、農林水産省担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
- (6) 受託者は、業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。また、業務で発生する全ての著作権を農林水産省に譲渡する。
- (7) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要があるときは、農林水産省担当者と協議の上、対応する。